

令和6年度 古河市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
- (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合30%以上
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等から調達を行う全ての物品等とする。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、共同受注窓口である「茨城県共同受注センター」又は当該施設からの情報をもとに、市の全ての機関に対して情報提供を行い、円滑な物品等の発注ができるよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等への発注に当たっては、物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (3) 優先調達に資する情報については、市公式ホームページ等を活用するなど、障害者就労施設等に対して積極的に情報提供を行うものとする。

6 調達の目標

令和6年度調達目標を次のとおり設定する。

目標額 2,029千円

7 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後に概要を取りまとめ、市公式ホームページ等により、公表する。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。